



平成27年12月25日

尾鷲市長 岩田 昭人 様

尾鷲市特別職報酬等審議会

会長 西 謙



特別職の報酬等の額について（答申）

本審議会は、特別職の報酬等の額について諮問を受け、計3回にわたり、慎重に審議を重ねてまいりました。今回の審議にあたっては、諮問事項である給料月額や報酬月額に捉われず、年間の収入を視野に入れて検討し、社会経済情勢、特別職の果たすべき役割やその職責について、また、一般職の職員の給与の状況や、県内の他市との比較、均衡などを総合的に考慮し、様々な視点から審議を行いました結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申

市長及び副市長の給料額並びに議長、副議長及び議員の報酬額は、現行の給料額及び報酬額をもって、据え置くことが適当と判断します。

2. 理由

尾鷲市の人口は、直近5年で約7%の1,448人が減少し、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に示した人口推計「日本の市区町村別将来推計人口」によれば、2040年には人口が約半数にまで減少することが予測されており、財政面では、尾鷲市の歳入のうち地方税は過去5年において3.5%減少し、歳出に関しては全体で6%増加、それに伴い、市債の残高は5年前に比べて6.5%増加しております。このように、尾鷲市を取り巻く状況は依然大変厳しい状態にあります。

特別職の給料等につきましては、仮にその職責を全うするため、1年365日をその職に奉仕するものと考えた場合には、役務の対価としての金額は、常識からかけ離れたものとは言えず、また、その役割と職責は、極めて重要であります。現状でも県下で最低レベルの給料額等であることから、より多くの優秀な人材の確保や、市民に尊敬され、しっかりと職責を全うしていただくという意味合いを保持することを考えると、現在の給料額等は決して高いものとは言えません。しかしながら、先にも述べたよう

に、尾鷲市の財政状況や市民感情から考えると、増額は到底不可能であり、また、人口規模や予算規模の観点から見た場合においても、熊野市や鳥羽市と概ね類似し、他市との均衡も図られていることから、答申のとおりと判断いたしました。

3. 意見を求められた事項について

教育長の給料額は、県内でも上位に位置し、2. で述べたような事情を加味したとしても、到底適当であると言う事は出来ず、熊野市や鳥羽市と同等まで引き下げることとし、給料月額を615,000円とすることが適当であると考えます。

また、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率は、常勤の一般職に対して行われた人事院勧告に準じた率に、議長、副議長及び議員の期末手当の支給率は、指定職に対して行われた人事院勧告に準じた率をもって支給することが適当であると考えます。

これにつきましては、本来答申により述べた給料等額によって影響されるものであり、一定の根拠をもって示された人事院による支給率以外に、単に報酬を増減する目的で支給率を上下させるのであれば、審議会としては、まず、諮問に基づき検討、答申される給料等月額を上下させるべきものであり、給料等月額について下限或いは上限に達したと審議会が判断した際に、議論されるべきものであると考えます。

市長及び副市長の退職手当の支給率は、他市の支給状況からみて、現状維持が適当と考えるが、教育長の退職手当の水準は、県内でもトップクラスであり、尾鷲市の財政状況や規模からしてみれば、到底適当であるとは言えず、県内5市が採用している2.0に引き下げることが適当であると考えます。

また、その他非常勤の特別職の委員に対する報酬額について、公平委員会の委員及び文化財調査委員会委員に支払われている報酬をそれぞれの年額から日額6,600円にすることが適当と考えます。

4. 付帯意見

・尾鷲市の財政状況から、市長独自の判断により、給料の減額を行う事は理解できるが、自身の任期の期間とはいえ独自の減額を行う事で、将来の立候補にも影響を与えてしまうため、過度の減額は避けるべきであると考えます。

・議員報酬の額は、議員個人の実績や活動内容に対する評価が、市民にとっては把握知り得ることが困難であることから、出来高報酬制や日当報酬制などの考え方には、検討の余地があると思われ、そのことも踏まえ今後も継続して議論すべきであると考えます。

以上

尾鷲市特別職報酬等審議会

会 長 西 謙 一

委 員 石 川 浩

委 員 塩 津 史 子

委 員 天 満 一 博

委 員 濱 口 久美子

委 員 濱 中 良 平

委 員 三 鬼 晃

(委員氏名は50音順)